府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第四十条第二項、第五十八条の四第一号、第五十八条の七第一項、第六十一条の二第一項及び第二項並びに第百六条の三第六号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第一号ヨ中「掲げる繰延税金資産」の下に「（税効果会計（貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）」を加える。

第八十六条第二項第一号チ中「（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）」を削り、同号ヌ中「掲げる繰延税金負債」の下に「（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）」を加える。

第百二条第一項第一号中「（法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「（貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）」を削る。

第百四十九条第一項中「掲げる額」の下に「から繰延税金資産の不算入額として行政庁が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

第百六十二条中「将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうか」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうか。

二　共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうか。

第百六十三条に次の一号を加える。

四　共済金等の支払能力の充実の状況について、法第五十八条の四並びに第百四十九条及び第百五十条の規定に照らして適正であること。

第百六十六条第一項第六号ニ中「細目」の下に「として別表第三に掲げる額」を加える。

第百六十七条第四項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削る。

第百七十二条第三号ハ中「第百二十四条」を「第百二十一条」に改める。

第百九十一条中「別表第三の」を「別表第四の」に、「次条及び別表第三」を「同条及び同表」に改める。

第百九十二条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第百九十八条第一項に次の二号を加える。

六　共済事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、特定共済組合等の共済金等の支払能力の充実に資するものとして行政庁が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

七　共済事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

別表第一共済契約に関する指標の項第六号中「引受けた者」を「引き受けた者の数」に改める。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第百六十六条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
法第五十八条の四第一号に係る細目	一　第百四十九条第一項第一号に規定する額 二　第百四十九条第一項第二号に規定する額 三　第百四十九条第一項第三号に規定する額 四　第百四十九条第一項第四号に規定する額 五　第百四十九条第一項第五号に規定する額 六　第百四十九条第一項第六号に規定する額 七　法第五十八条の四第一号に掲げる合計額のうち、前各号に掲げるもの以外の額の合計額
法第五十八条の四第二号に係る細目	一　第百五十条第一号に規定する額 二　第百五十条第二号に規定する額 三　第百五十条第三号に規定する額 四　第百五十条第四号に規定する額

附　則

この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。ただし、第百六十七条第四項の改正規定は同年四月一日から、第百七十二条第三号ハの改正規定は公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第八十九号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十条、第二十六条及び第二十六条の二の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五の一及び様式第五の二を次のように改める。